

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記	者	発	表	資	料									
平	成	2	0	年	8	月	1	2	日					
健	康	福	祉	局	障	害	福	祉	課	長	細	野	博	嗣
電	話	6	7	1	-	4	1	3	0					
青	葉	区	サ	ー	ビ	ス	課	長	新	井	秀	幸		
電	話	9	7	8	-	2	4	4	2					

## 自立支援医療支給認定申請書等の所在不明について

### 1 概要

青葉区役所サービス課から、健康福祉局障害福祉課に送付をした自立支援医療費支給認定申請書等（13名分中の7名分）が、所在不明になっていることが判明しました。

### 2 所在不明となっている書類及び件数

- (1) 自立支援医療費支給認定申請書及び添付書類 5名分
- (2) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届及び添付書類 2名分
- (3) 送付文及び進達リスト 1通

### 3 所在不明の書類に記載されている個人情報の内容

受診者の氏名・住所・性別・生年月日・電話番号・印影・被保険者証の記号・番号・保険者番号・保険者名・所得区分・市民税額・受給者番号・有効期限、指定医療機関名、受診者と同一保険の加入者氏名・続柄・印影等

### 4 経過

6月18日（水）

青葉区役所サービス課から健康福祉局障害福祉課に、申請書等13名分を庁内メールで送付しました。

7月17日（木）

13名の中のA様が青葉区役所サービス課へ来庁され、6月18日送付分の申請について問い合わせがあり、申請の内容を7月1日（火）現在の受給者台帳（健康福祉局障害福祉課作成）で確認したところ、変更申請が行われていないことが判明しました。

7月18日（金）

午前9時頃、青葉区役所サービス課から健康福祉局障害福祉課へ、A様の申請が処理されていないと連絡しました。健康福祉局障害福祉課にて申請書等を捜しましたが発見できなかったため、青葉区役所サービス課でも確認することとなりました。

そこで、青葉区役所サービス課でも、申請書等を捜しましたが発見できませんでした。

また、青葉区役所サービス課で、6月18日（水）に送付した他の方の分についても、同様に受給者台帳で確認したところ、A様を含めて7名分の変更の処理が行われていないことが判明しましたので、午後4時頃、青葉区役所サービス課から健康福祉局障害福祉課に連絡しました。

健康福祉局障害福祉課でも、A様を含めて7名分の申請書等を捜しましたが発見できませんでしたので、午後7時頃、健康福祉局障害福祉課から青葉区役所サービス課へ連絡しました。

（裏面に続く）

健康福祉局障害福祉課及び青葉区役所サービス課の双方で申請書等の検索を行うとともに、該当する申請書類の区役所控のコピー\*を健康福祉局障害福祉課に送付し、健康福祉局障害福祉課で受給者証発行等の事務処理を行うこととしました。

\*申請書類については、3枚複写となっており、健康福祉局、青葉区役所、申請者において保管することになっています。

7月22日(火)

青葉区役所サービス課からA様の申請書等の区役所控のコピーが届いたので、健康福祉局障害福祉課にて新たな受給者証を発行し青葉区サービス課へ送付しました。

7月23日(水)

青葉区役所サービス課からA様以外6名の申請書等の区役所控のコピーが届いたので、健康福祉局障害福祉課にて処理を行いました。

7月24日(木)から8月8日(金)

青葉区役所サービス課執務室内及び健康福祉局障害福祉課執務室内等において、引き続き不明の書類の検索を続けましたが、見つけることができませんでした。

8月11日(月)から8月12日(火)

健康福祉局障害福祉課長及び青葉区役所サービス課長から5名の方へ連絡をとり、申請書等の紛失を報告するとともに謝罪いたしました。なお、残る2名の方についても、連絡をとり報告及び謝罪を行う予定です。

また、当該申請書等については、引き続き青葉区役所サービス課及び健康福祉局障害福祉課で検索しております。

## 5 事故の原因及び問題点

青葉区役所サービス課では送付する際に送付文及び進達リストを添付していますが、健康福祉局障害福祉課では各区へ送付文の添付を義務付けていないため、事務処理上、送付文及び進達リストの内容を確認することなく処理を進めており、送付・到達を確認する仕組みがなかったこと、受給者証交付状況を確認していなかったため、問い合わせがあるまで未処理であることの確認ができなかったことなど、文書の管理体制が不十分だったことが、原因と考えられます。

## 6 再発防止策

個人情報の重要性について徹底することにより各職場内の意識の啓発を図るとともに、各区サービス課から申請書等の送付を行う際、送付文の添付を義務付け、健康福祉局障害福祉課では、送付文と内容の一致を確認のうえ収受印を押印、送付文の写しを返送することにより、送付と到達の確認と記録を行うことにより再発防止を図ります。

### 【参考】

#### 自立支援医療(精神通院医療)

指定医療機関において精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担されます。自己負担は原則1割ですが、一定所得以下の世帯の方等には月額自己負担額に上限が設けられます。

<対象者> 通院により精神疾患の継続的な治療を受けている方